

十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺 入所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人十勝勤労者医療協会が開設する十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺（以下「当施設」という。）が行う介護保健施設サービスの事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、看護・介護職員、支援相談員、理学療法士、栄養士及び介護支援専門員その他の職員（以下「職員」という）が、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰をめざした適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その利用者の居宅における生活への復帰をめざすものとする。
- 2 自立した家庭生活への復帰をめざす入所ケアとともに、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション等を積極的に行い、家庭復帰機能と在宅支援機能を発揮する。
 - 3 明るい家庭的雰囲気を大切にするとともに、利用者の人権を尊重し、自立した人間としての誇りを持ち、自らの意欲を引き出せるよう援助する。
 - 4 併設の白樺医院、協力病院である勤医協帯広病院との医療連携で、緊急時に必要な医療を速やかに提供する。
 - 5 他の施設や医療機関、保健福祉サービス機関とも協力しながら在宅ネットワークづくりに積極的に参加し、地域での在宅ケアの拠点としての役割を果たす。
 - 6 介護教育の実践やボランティア活動、地域との交流等を通じて家族や地域との結びつきを大切にする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う当施設の名称及び所在地は以下の通りとする。

- (1) 名 称：十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺
- (2) 所在地：帯広市白樺16条西2丁目

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務し介護保健施設サービスの提供にあたる職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

なお、職員数は、厚生労働省が定める基準を下回らない人員を置くものとするが、必要に応じて増員、または他の職員を置くことができる。

- (1) 管理者 1名（医師が兼務）
管理者は、業務の管理のために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 4名（常勤兼務1名、非常勤専従3名）
利用者の診察、健康管理及び施設サービス計画に関する指示を行う。
- (3) 理学療法士 6名（常勤兼務5名、非常勤兼務1名）

- 利用者のリハビリテーション計画の作成及び提供を行う。
- (4) 作業療法士 2名（常勤兼務2名）
利用者のリハビリテーション計画の作成及び提供を行う。
 - (5) 看護職員 11名（常勤専従8名、常勤兼務1名、非常勤専従2名）
利用者の健康管理を行う。
 - (6) 介護職員 39名（常勤専従27名、常勤兼務4名、非常勤専従8名）
利用者の介護を行う。
 - (7) 支援相談員 3名（常勤専従2名、常勤兼務1名）
入退所の管理、利用者及び家族の相談・援助、行政との連携・調整を行う。
 - (8) 管理栄養士 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
食事内容の立案、栄養管理等を行う。
 - (9) 介護支援専門員 6名（常勤兼務6名）
利用者及びその家族の希望、医師の治療方針等に基づき、他の職員と協議の上、施設サービス計画を作成する。
 - (10) 調理員 7名（委託7名）
食事の調理を行う。
 - (11) 事務職員 1名（常勤専従1名）
施設運営に必要な事務業務を行う。
- その他、必要に応じた職員等の配置を行う。

（利用者の定員）

第5条 当施設の入所定員は100名（うち認知症ケア加算50名）とする。

※短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービス10名を含む。

（介護保健施設サービスの内容）

第6条 介護保健施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事提供
- (3) 入浴の提供（一般浴、特殊浴）
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔衛生の管理
- (9) 相談援助サービス
- (10) 理美容サービス
- (11) 行政手続き代行
- (12) その他

（利用料金等）

第7条 当施設が介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 介護保健施設サービス費について、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。
- (2) 居住費は個室1, 728円／日、個室以外490円／日とする。
- (3) 食費は1, 640円／日とする（朝食400円、昼食600円、夕食640円）。
- (4) 理美容代は実費とする。
- (5) 日常生活費は、タオル、せっけん、おしぼりの費用とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 利用申込者及びその家族は、介護保健施設サービスの提供を受ける際には、あらかじめ当施設の運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項について、文書等により説明を受け、入所後は施設生活上のルールを守り、職員又は他の利用者等に対して迷惑をかけることのないよう、また当施設の設備等の利用に当たっては、安全性等について十分留意しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 当施設は、非常災害に備え消防計画を作成し、年2回避難訓練を実施する。また、当施設の防火管理責任者による巡回点検を実施する。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、利用者及び家族に説明し、同意を得た上で、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を行う

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第12条 介護保健施設サービスを提供する当施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を確保し、また適切な施設サービスを提供できるよう、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当施設は、職員でなくなったものが業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人十勝勤労者医療協会と当施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、2000年 4月 1日から施行する。

〈前回改定日〉2025年 6月 1日

〈今回改定日〉2025年10月 1日